

記載例4

入社により、普通徴収から特別徴収に切り替える場合

普通徴収から特別徴収への切替届出書
(兼特別徴収義務者切替依頼書)

原則、記入は不要です。
ただし、当該年度の納税通知書送達前の場合は、「2」を○で囲んでください。

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
焼津市長 殿 令和4年8月10日 提出者	所在地	〒 425 - 0022 焼津市本町2-16-32		特別徴収義務者 指定番号	40001234 新規			
	フリガナ	ヤイツギンコウ		担当者 連絡先	所属	人事課		
	氏名	やいづ銀行 株式会社			氏名	静岡 花子		
	法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		電話	054-626-XXXX			
◎ (ア)・(イ)の金額は、本人宛に送付された「市民税・県民税納税通知書」を確認の上、記入してください。ただし、当該年度の普通徴収の納税通知書送達前の場合、税額の記入は不要です(右上「年度」欄の「2」を○で囲んでください)。				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	要・不要	指定番号の 事前連絡	要・不要	
給与所得者			(ア) 普通徴収税額 (年税額)	(イ) 普通徴収済額 ※未納の場合は納期到来分	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日 (入社日等)	特別徴収開始予定月	
フリガナ	オオイガワ ジロウ		60,400 円	15,400 円	45,000 円	令和 4 年 8 月 2 日	9 月分から (10月11日納期限分) 特別徴収を開始します。	
氏名	大井川 次郎							
生年月日	平成 8 年 11 月 1 日							
1月1日現在の住所	焼津市宗高900							
現在の住所	同上							
異動理由	<input checked="" type="checkbox"/> 入社したため <input type="checkbox"/> 本人から特別徴収にする希望があったため <input type="checkbox"/> その他 ()			普通徴収分 納税通知書 番号	13579		普通徴収 における 口座振替	(不明の場合は省略可) 有・ 無
税額の 連絡希望 の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 希望あり 9 月 20 日 までに特別徴収税額の通知を希望します。 ◎ 希望日までに特別徴収税額通知の送付が間に合わない場合は、あらかじめ電話にて税額を連絡します。 <input type="checkbox"/> 希望なし (又は特別徴収税額確認済み)						※ 宛名 番号	
連絡事項	◎ 税額通知書への受給者番号の記載等、連絡事項があれば記入してください。 受給者番号 43210						市	
							処	
							理	
							欄	
							<input type="checkbox"/> 月割額連絡 済 開始 月分 円 翌月分以降 円 <input type="checkbox"/> 引振り済 <input type="checkbox"/> 還付・督促 済 <input type="checkbox"/> 口振付 済 <input type="checkbox"/> 控え返送・受領FAX 済 添付 <input type="checkbox"/> 納通 <input type="checkbox"/> 納付書 (期以降)	年特

焼津市における特別徴収義務者指定番号を記載してください。

これまでに焼津市から指定されたことがない場合には、「新規」を○で囲んでください。併せて、納入書の要否及び指定番号の事前連絡の要否を選択してください。

特別徴収税額通知書は、切替届出書の受付日の翌月中旬に送付します。「開始予定月」は、税額通知書を確認した後、特別徴収が可能な月を記入してください。※提出日のおおむね翌々月としてください。

給与支払者(特別徴収義務者)の法人番号を記載してください。個人番号の場合(法人ではない場合)には、記載不要です。

当該年度の納税通知書送達前の場合、(ア)~(ウ)欄の税額及び月分の記載は不要です。

- ◎ 普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替ができないので、必ず本人が納めるようお伝えください。
- ◎ 普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収の切替は、余裕をもって行ってください。
1期…7月5日 2期…9月5日 3期…11月5日 4期…1月10日
※納期限が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、それらの日の翌日が納期限となります。
※普通徴収分が口座振替である場合は、納期限より前に振替処理を行うため、切替ができない場合があります。
- ◎ 重複納付を防ぐため、未納期分については、本人宛に送付された普通徴収の納付書を添付してください。ただし、普通徴収分が口座振替である場合は、納付書を送付していないため添付不要です。
- ◎ 特別徴収税額通知書は、切替届出書の受付日の翌月中旬に送付します。